

辰野町空き家バンク仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、辰野町空き家バンク制度により登録された空き家の売買の仲介に要する費用に対し、予算の範囲内で辰野町空き家バンク仲介手数料補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 辰野町空き家バンク実施要綱（平成26年辰野町告示第26号）第2条第3号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された住宅及びその敷地をいう。
- (2) 売主 空き家バンクに物件登録が完了した物件登録者をいう。
- (3) 買主 空き家バンクに登録された物件を購入した者をいう。
- (4) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (5) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家バンクを利用して、空き家の売買の契約を締結した売主であること。
- (2) 低廉な不動産売買における媒介報酬額の特例（平成30年国土交通省告示第1155号。以下「媒介報酬額の特例」という。）により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（昭和45年建設省告示第1552号。以下「受けることができる報酬の額」という。）によって定められた額を超える仲介手数料を支払っていること。
- (3) 売買契約金額が400万円以下であること。
- (4) 辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成17年辰野町条例第

3号) 第2条に規定する町税等(以下「町税等」という。)を滞納していない者
(補助対象経費)

第4条 売主と買主との間で行う空き家の売買に際し、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額とする。ただし、媒介報酬額の特例により、受けることができる報酬の額を超えた分とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、辰野町空き家バンク仲介手数料補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 空き家の売買契約書の写し
- (2) 仲介手数料の領収書の写し
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは、辰野町空き家バンク仲介手数料補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から30日以内に、町長に辰野町空き家バンク仲介手数料補助金請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、申請者が補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるも

のとする。

3 前項の規定により返還請求を受けた者は、当該返還請求を受けた日から60日以内に請求された額を返還しなければならない。

(その他)

第 11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 売買契約金額 | 補助金額 |
|---------------|---|
| 200万円以下 | 仲介手数料支払額－売買契約金額×5%+消費税額 ※消費税額は売買契約金額×5%に対するものとする |
| 201万円～400万円以下 | 仲介手数料支払額－売買契約金額×4%+2万円+消費税額 ※消費税額は売買契約金額×4%+2万円に対するものとする |